平成２１年（フ）第５１９号
埼玉県川越市今成３丁目14番地６
債務者　松村千津子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３４５号
静岡県田方郡函南町柏谷922番地の２
債務者　木村　一博
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
静岡県伊東市川奈1314番地の12　サクラコーポ203号
債務者　松村　年雄
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
静岡県伊豆の国市韮山韮山２番地の14
債務者　萩原貴美子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
静岡県沼津市平町10番２号　パステルM306、前住所静岡県沼津市大岡1658番地の13　東興大岡寮コーポ勝間田11号室
債務者　吉久　治彦
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
静岡県沼津市大岡3354番地の４
債務者　西田　昌弘
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
静岡県駿東郡清水町長沢197番地　コンフォート杉山302、前住所静岡県三島市南本町11番27号　武村アパート201
債務者　渡邉真由美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４２５号
静岡県沼津市松長701番地の６
債務者　瀬戸　正美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０５号
三重県四日市市南納屋町15番２号
債務者　山田　裕美（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１１２号
名古屋市緑区乗鞍１丁目503番地　シティハイム乗鞍102号
債務者　舘野　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３１９号
名古屋市天白区菅田２丁目1304番地　ボンメゾン青山103号
債務者　田畑　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３７０号
愛知県春日井市貴船町80番地　貴船荘203号
債務者　長澤　　登
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４０３号
愛知県小牧市大字小牧原新田696番地４
債務者　塚原　正幸
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４６８号
名古屋市南区平子１丁目２番37号
債務者　池田美津子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５５７号
大阪市西成区岸里東１丁目８番20―502号
債務者　澤田　利春
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２３８号
大阪市旭区生江１―９―20　カントリーオブ旭103号、住民票上の住所大阪市旭区生江２丁目２番９号
債務者　濱　　幸代
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６２９号
大阪市生野区新今里３丁目12番15号　ハイツニューパラダイム305
債務者　田中　福壽
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部